

平成24年第1回臨時会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：平成24年1月20日（金）

場所：大曲庁舎 議会応接室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時

平成24年1月20日（金曜日） 午前10時59分 ～ 午前11時39分

会 場

大仙市役所 3階 議会応接室

出席議員（7人）

3番 後藤 健	5番 藤井 春雄	7番 茂木 隆
8番 小山 緑郎	13番 金谷 道男	18番 佐藤 芳雄
27番 武田 隆		

欠席議員（0人）

なし

説明のため出席した者

農林商工部長 高橋 豊幸	農林商工部次長 高嶋 良美
農林商工部商工観光課長 藤川 祐弘	農林商工部商工観光課参事 判田 基
農林商工部商工観光課主幹 今 善雄	農林商工部商工観光課主幹 杉山 光行

議会事務局職員出席者

主 任 中 川 智 晴

第 1 議案第 2号	大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定について
第 2 議案第 3号	八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について
第 3 議案第 9号	平成23年度大仙市一般会計補正予算（第12号）

午前10時59分 開 会

○委員長（茂木隆） 皆さん、おはようございます。まず最初に、先程本会議場で故北村稔委員長さんの残任期間でありますけれども、私が委員長に選任されました。また、副委員長には後藤委員が選任されました。何とぞ、未熟な者でありますけれども、一つ委員各位、そして当局の職員の方々によろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から企画産業常任委員会を開会いたします。

○委員長（茂木隆） 始めに、座席の指定を行います。ただ今ご着席の座席は事務局が会派順に配置したものであります。今後の委員会においてはこの座席で行うことといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議がありませんので、そのように決定いたします。

○委員長（茂木隆） それではさっそくですが、当委員会に付託されました事件につきまして、お手元の配付の日程表に従い審査しますのでよろしくお願いいたします。なお、正確な会議録の作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。それでは審査に入ります。

○委員長（茂木隆） 始めに、議案第2号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。藤川商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい、委員長。議案第2号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧頂きたいと思います。

道の駅協和・四季の森関連施設としての協和農林水産物直売・食材供給施設及び協和遺跡・陶芸の里交流施設につきましては、指定管理者を株式会社協和振興開発公社、指定期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするもので、指定にあたりましては、昨年10月20日に開催されました大仙市指定管理者選定委員会の審査を経て、非公募及び更新扱いとして地方自治法第244条の2の第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。なお、指定管理料は0円であります。

以上、議案第2号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

○18番（佐藤芳雄） はい。

○委員長（茂木隆） はい、佐藤委員。

○18番（佐藤芳雄） 協和振興開発公社の社長はどちらさんですか。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい、委員長。

○委員長（茂木隆） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。久米副市長でございます。

○18番（佐藤芳雄） はい、分かりました。

○委員長（茂木隆） ほかにございませんか。

○13番（金谷道男） 委員長。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） この指定管理についてですけれども、毎回こうやっているとこの指定管理が出てくるわけですが、どういった計画でどういった運営をしようとしているのか、それはこの議案になる前に審査会があって審査会が全部審査していると思うのだけれども、その中身については我々というか委員の方には出てきていないのではないかなというふうに私は感じているのですが、その点、我々にこういう計画で指定管理を受けようとしている会社なのでここへというふうなものがあれば、何か判断の材料になるような気がするのですが、会社がどういう会社かという資料は確かに今出てきているのだけれども、どのぐらいの、例えばここの施設だとすればどのぐらいの入り込みを想定して、どのぐらいでどんなものを売って、地域でどのぐらいのことをやろうと考えているのか、当然審査のときに出てきているはずだけれど、それって委員会の検討資料として出せないものかということ、二つお願いします。

○商工観光課長（藤川祐弘） ちょっとお待ち頂きたいと思います。はい、委員長。

○委員長（茂木隆） はい、藤川商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） 指定管理審査委員会の際にご説明申し上げました内容についてちょっと読み上げさせて頂きたいと思います。道の駅につきましては開業7年目を

迎え、当初から直売・食材供給施設と遺跡・陶芸の里交流施設を一体管理するというこ
とで協和振興開発公社の方に指定管理者としてお願いして参りました。平成21年、2
2年におきましては野菜等の直売及び売店の売上が好調で経常黒字で推移しているところ
でございます。昨年度の管理者評価におきましては、県がY o u T u b eを活用して
ネット配信している観光動画による陶芸教室の情報発信や、イベント情報の新聞折り込
みを秋田市まで広げるなど集客に努めるとともに、季節感のある売り場づくりを实践し
たことが売上増に結び付いたというふうに思っているところであります。特に直売所
におきましては、地元生産者と連携し、安全で新鮮な農産物を提供することで多くの利用
者から好評を得ており、概ね良好と評価頂いているところであります。

- 13番（金谷道男） 俺が聞いたのはそういったことでなくて、ここの会社がこれから
5年間ですな、5年間指定管理を受けるということですか。そうすれば、毎月毎月これ
ぐらいのお客さんを入れてこういった運用をしていきたいという、そのものが多分ある
のだと思うのです。今のやつは多分、開発公社の説明書でしょう、読んでいるやつ。計
画書とか、株式会社の。多分、審査するときこういう計画、いろんなどころから出て
くるはずだと思うのです。そういう、何と言うのかな、どういった計画でここの施設
を運用しようとしているのか、ほかのやつもそうなのだけれども、何人ぐらいの利用者
とか、そういったものを一緒に示してもらえれば、ここにやって良かったとか、ある
いはもうちょっと別の人も手を挙げるのでないかとかいうこと、これどんな運営するの
かという計画書も何もなくて会社の紹介だけなんですね。だから、どんな管理運営を考
えているのかということだと思うのです。それでいいか悪いかという話しか私どもの
判断するものはないと思うのです。これ、いいか悪いかの判断なので。何か説明資料
としてそういうものがあれば、そうすればこの次にはそれがどのぐらいいったの、い
かなかったという話に当然なってくると思うので。何かそういうものが必要なものでない
かなと。指定管理させるからには。俺の方ではここに、例えば売上百万円だったものを
2百万円にするとか、入り込みをこのぐらいにするためにやるとか、そういう比較にな
るのでしょう、ここはそういう目的の場所なのだから。何かそういう、ずっと指定管理
の議案が出たときいつも、ずっとほかの施設も全部含めて、今の場所の話しているの
でなく、この個別の話しているのではなくて、指定管理させるからには建物の設置目的に合
った管理運営をするのだから頼んでもよい、頼まれないという話になると思うけれど、
なかなかこれを見ていけばそういう判断をするものが何も無いわけですよ。

○委員長（茂木隆） ただ今、金谷委員から指摘と言いますか、意見が出されましたけれども、指定管理を受ける、あるいは応募する際、この施設の目的に沿った、例えばいろんな抱負とか計画、そういうものをやっぱり出して、会社の計画・目標を出して欲しいと。それによってやっぱり指定管理者を私達も判断する、いいのか悪いのか、当然それは必要なことだと思いますけれども、そのへんについてももう少し説明して頂きたいと思いますけれども。

○5番（藤井春雄） あの。

○委員長（茂木隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 今金谷委員の方から指摘された中身について、特別委員会の中でいろいろ説明をされ議論されてきた部分もかなりあると思うのですね。今日中間報告させてもらったというのは、これを指定管理するにあたって、やっぱりどういう、今おっしゃったどういう目的でどういう形でこれをやろうとしているのかというのは当局の検討チームですか、そこからの資料を基に特別委員会でも議論をした結果、特別委員会としてはやっぱり公費をあまり注ぎ込むのはどうか、いいような形で運営してくださいという注文をつけて当局の検討チームの方向について了とすると。当然議案として出されたので、その前に特別委員会ではこうでしたと、もちろん特別委員会であんなにこうだからといってここで別の結論出たってそれは当然仕方ない話だけれども、それを参考にしながら一つこの委員会でも議論してくださいという意味で議会運営委員会の方で今日委員会審査の前に中間報告をやらせたということだと思います。だから、今金谷さんから指摘のあった点は当局の検討チームの中で出された目標に沿った業務内容になっているのか、それからやっぱり財政的にこれからの見通しや何かというのはどうだとか、そこらへんを、この協和の、それから中仙のあれについては方向として問題ないのではないかというのが特別委員会としての結論だったので。ユメリアとペアーレにはもう少し深く検討する必要があるのではないかという結論だったので。

○委員長（茂木隆） 金谷委員。

○13番（金谷道男） この議案がだめだとかという話ではなくて、やっぱり判断するときに、ここにきて議案として出てきたのは、ここというのはどういう経営していこうとしているのだからいいのか悪いのか、基本はそれだと思うのです。指定管理料をつけなければいいでしょうという話だけではないと思う、やっぱり。指定管理料つけてもやらなければだめなところもあると思う。それから指定管理料よりもっとお金出してもら

わなければいけないところもあるかもしれない、そのことをやっぱり見るためにはこれ必要なものでないのかなと思うのだ。だから説明資料として提示するもの、例えば指定管理団体の概要はもちろん必要だよな、それ以上のところはここで検討する必要がないかといえばそうではなくて、やっぱりそれと同時にどういう経営を、運営をしていくのかということがむしろ大事だと思う。いっぱい資料をばーっと出すのでなくて、やっぱりある程度あなた達も噛み砕いてやってよ、せいぜいこれの1枚とか2枚くらいにものをまとめてもらわないと、これ資料にならないよ。ということもちょっと気をつけてやってくれれば。ということで、別に今すぐということではなくて、これから指定管理とかあちこちで出てくるのだな。そのときにずーっと私、前から思っているのだ。それがあれば判断をしたということ、市民に対しても言うことができるし、何かその運営計画というか、どのような収支計画、あるいはこういう収支計画になるためにはこういうことをこのくらいやるからというようなもの、用意してもらえれば。書かなくてもいいから簡単にまとめたものでいいので、ぜひ説明するようにしておいてくれれば私どもも判断材料になるのでお願い。それはやってもらわなければだめだ。

○委員長（茂木隆） はい。ただ今金谷委員から指摘されました、やはり指定管理を受けようとしている会社の説明資料というか、目的や計画などの抱負、そういう説明資料はやっぱり必要だというふうに、金谷委員のご発言はもっともだと思いますので、これからそのようにお願いしたいと思います。ほかに質疑はございませんか。

○27番（武田隆） 委員長、いいですか。

○委員長（茂木隆） 武田委員。

○27番（武田隆） ちょっと、協和の建物のことでなんですけれど、前に農協で電算センターということで建物見に行っていて、いくらか直して、あそこを使うという話、過去にあったのですな。それから峰吉川小学校も遺跡とか何かそういったものを飾ったりどうのこうのというそういう話あって使うという話あったのだけれど、その2つの建物、今どうなっているか教えてもらえないですか。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○委員長（茂木隆） はい、藤川商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。今武田委員からご質問頂きました施設につきましては、当時、平成20年度においてJAの施設であったものを情報センターというようなことで使っておったものですが、あれにつきましては地元の、協和の農村文化伝承交流

館というようなことで、協和の施設に地元の皆様方から贈られました当時の農具だとか、それからあそこは山林関係、森林関係でも非常にいろんな当時の道具なんかありましたものですから、それらの関係器具も展示いたしまして、学習機能を持たせた形、プラス観光的なお客さん呼び込もうというようなことで、今協和施設の伝統交流館というような形で一般公開されておるところであります。施設の管理についてはシルバー人材の方を1名雇い、管理費につきましては商工観光課の所管となっております。もう一方、峰吉川小学校をそういった、同じようなあれですけども、あそこにつきましては文化財保護課の所管になりまして大仙市全体の形であそこを一般公開したいというようなことで、この4月にオープンしたいというようなことでいろいろ準備をしているというふうに伺っております。いずれそういった形で今協和の中にそういったものが2つということがあるのですけれど、この財政課のヒアリングや市長のヒアリング等でそのへんのところが今後どうなっていくのかということも含めて検討されているようでございます。以上です。

○27番（武田隆） 前は、そうだけれどすかつとした、何と言うのだ、活用にはなっていないということ、の感覚でいいのですね。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○委員長（茂木隆） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） 当初は、やはり今最初にご説明した部分についても協和限定の、いろんな民具や器具を展示して皆様から見てもらおうというところだったのですが、峰吉川小学校の方については大仙市全体から集めたそういった農具というようなことで、例えば大曲の花館の川を渡るぼんでんなんか昔は馬船なんかを使っていて、それをああいった大きな施設も今そちらの方に移しているというようなことで、大仙市全体の交流館という形で一般公開したいというふうに聞いております。

○委員長（茂木隆） 武田委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

○27番（武田隆） もう1回。

○委員長（茂木隆） はい。

○27番（武田隆） あそこ、大盛館もありますね。峰吉川の小学校も使うという形になって、そういう形に考えていくようですけど、何か同じようなものががちゃがちゃと協和のあそこらへんにどんとできても、人を呼ぶ観光事業に貢献するようなものになるかどうかというのは、非常にクエスチョンマークつくと思っているのですね。だから大

盛館もあるけれど、あれを持ってきただけでは何も、例えば協和地区のあれだと言いな
がらも、結局何も人も関係ない、行かない、そういう建物になってしまう、どっちつか
ずになってしまうのではないかという感じするのだけれど、そこらへん改革する必要ある
のかなど。どっちか止めるとか。要するに経費もかかることだし、これから先果たして
そういったものが2つも3つも必要なのかという感じを持っているものだから、たまた
ま聞いただけです。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○委員長（茂木隆） はい、藤川商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。ご指摘の点につきましては、確か私がこちらの方に
赴任する前にも議論になったというふうに聞いております。やはり荒川鉦山を元とした
ところの大盛館、それから協和に限ったところの今言いましたJAの建物を利用した施
設、それからさらに峰吉川小学校もそういったところに類したところというようなこと
で、ばらばらになるのではないかと、もっとそれぞれの施設が有機的に結び付いてネッ
トワークをつくりながらお客さんを呼び込めるような施設にできないものかというよう
なことを以前にも何かお話がなされたというようなことで、そういった点も含めまして
この4月にオープンする文化財の方の所管の部分についても相乗効果が得られるように
というようなことで、十分にこれから私どもも検討していかなければならないなという
ことだと思っております。

○27番（武田隆） はい、分かりました。

○委員長（茂木隆） 武田委員、よろしいですか。

○27番（武田隆） はい、よろしいです。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はありませんか。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） はい、後藤委員。

○副委員長（後藤健） はい。この指定管理ということで、5年間ということでは0円とい
う話でしたけれども、これはあれですか、ちょっと教えて欲しいのですけれども、途中で、
例えばどういった状況か分からないのですけれども、途中で指定管理料をやっぱり払い
ますよという話が出てくるものかどうなのか、それが出てくるとすればどういった状況
のときに出てくるのかというところ一点と、あと土地と建物なのですからけれども、これの
所有は開発公社なのか市なのかというところ一点。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○委員長（茂木隆） はい、藤川商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） 指定管理料0円につきましては、先程もちよつと説明させて頂きましたが、協和につきましては以前から佐土原、今宮崎市になりましたけれどもあそこ有縁関係というようなことで、冬にも野菜がこちらの方に送られて、真冬であっても野菜が販売できるというような関係、そういうような物販の交流もしているところであり、そういったところが非常に施設の特徴になっているところでもあります。年間を通してあそこに野菜等を供給しております地元の農家の方々も非常に熱心でありまして売上が非常によろしいと、順調に伸びてきたというようなことで、秋田市の方から、46号線を通るお客さんも非常に寄って売上増に結び付いているというようなことで、現在のところは赤字経営に陥らない状況で順調に推移してきていると、こういったことがこの間の選定委員会におきましてもこのあとも続く状況にあるというようなことから、そういう評価を得まして指定管理料0円でも大丈夫だろうというようなお話でございました。そういったことで、ただ何か急なことが、災害的なことがあったりなんざりというようなことになればまた別の意味合いでお話し合いがされていくということにはなるかと思えます。それから土地と建物についてでございます。これは市、大仙市の所有ということになっております。以上です。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○副委員長（後藤健） はい。そうすれば、当面は指定管理料が発生するというふうには考えていないということによろしいですね。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○副委員長（後藤健） あと、そうすれば土地・建物の方、建物ということになると思うのですけれども、例えば壊れたですとか、そういった話になればそれはその都度対応するということですね。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○委員長（茂木隆） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） 当然あそこに、例えばですね、あそこに穴窯がありまして、陶芸の荒川焼きの作品を穴窯で焼いておりますけれども、あそこで穴窯の状況が良くないというようなことからですね、きめ細かな交付金等を利用いたしまして修理したりしたことがございます。そういったように、施設で何か大きな修繕やら何かが出てくると

というような場合は市で予算をもって適宜対応していくというふうになっております。以上です。

○副委員長（後藤健） 分かりました。

○委員長（茂木隆） はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（茂木隆） 次に、議案第3号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について、及び議案第9号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第12号）の2件についてであります。関連がありますので一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） それでは、一括して議題といたします。

本2件について、当局の説明を求めます。藤川商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい、委員長。議案第3号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧頂きたいと思っております。

八乙女温泉さくら荘につきましては、周辺施設と一体的に管理した方がより効果的ということから、大仙市八乙女交流センター・大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートと一体で指定管理者を公募しておりました。その結果、3社から応募があり、昨年10月20日に開催されました大仙市指定管理者選定委員会の審査により、議案書記載のとおりむつみ造園土木株式会社を指定管理者に選定、指定管理期間を平成

24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

併せまして、関連があります指定管理料につきまして、議案第9号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第12号）を基にご説明いたします。

補正予算書の4ページをご覧頂きたいと思います。

八乙女温泉さくら荘の指定管理料に係る債務負担行為補正につきましては、平成24年度から平成28年度まで5箇年の債務負担行為限度額を43,609千円に設定するものであります。なお、24年度の単年度では6,440千円であります。

以上、議案第3号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について並びに議案第9号 平成23年度大仙市一般会計補正予算(第12号)についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

○8番（小山緑郎） いいですか。

○委員長（茂木隆） はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） すみません、私の方のことであれです。ちょっと考え方を聞きたいのですけれど、八乙女温泉さくら荘、ちょっと管轄外だろうけれども一緒に建てた球場ってありますけれど、例えば赤字になっているのですか。現状。

○委員長（茂木隆） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。一体的に管理している部分についての八乙女温泉部分については指定管理料が発生しておりますので、経営上は赤字というような状況になっております。以上です。

○委員長（茂木隆） はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） 例えばね、赤字だとすれば、そういう努力というのは例えば指定管理者がやることなのか。

○委員長（茂木隆） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。指定管理者の委任につきましては、もちろん経営的に公共でやる、自治体が主体的に自主運営するよりも民間のノウハウを活かしながらというような部分につきましてはご指摘のとおり、何かそういったお客さんを呼び込むような経営努力というようなものについては民間の方で努力して、ただし市内におきまし

ては同じような温泉施設がたくさんあるものですから、中におきまして経営者に、直接施設の方を運営している支配人等が集まっての会議だとかというようなことで、より多く施設に入って頂くための相談だとかというようなことでの会議等のお世話役を市の方で、私どもの方でやっているというようなことはしております。

○8番（小山緑郎） 分かりました。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） 例えば、いろいろ経営していて、私あそこよく、体育館とか使うのです。管理しているだけで、そういう努力しているように見えないのですね。実はそのへんの話で言えば、体育館も毎週使うのでだけれど、あくまでも住民サービスという形で捉えているのか、本当に利益上げる考えが、上がればいいのだけれど、そこのあたりの考え方、赤字出ない程度にプラマイゼロなら一番いいけれども、本当に利益を上げるのであればいろいろなやり方があると思いますし、考え方は。スポーツ施設であればそういうことないと思うけれども、ああいう温泉というのはやっぱりある程度、指定管理料発生しているのであれば、赤字というのはやっぱりまずいような。考え方として。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○委員長（茂木隆） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） ご案内のとおりさくら荘の温泉につきましては、他の温泉と違いまして非常に温泉の温度が低く、ボイラーを焚いて湯の温度を上げながら皆様方にご利用頂いているというような状況でございます。そういった意味で、ボイラーをほかの施設よりも多く使ったりというような意味で、どうしても経費がかかり増ししていくという部分がございます。それと、さくら荘につきましてはほかの、例えばユメリアだとかああいう大きい温泉施設、それから柵の湯だとかというようなところと、同じ指定管理者制度で運営はしてもらっておりますけれども、どちらかと言いますと公衆浴場的な温泉施設でございまして、より多くの観光客をあそこに呼び込み、利用して頂くというようなところとはちょっと施設の中身というか内容がですね、違うといったところは始めからあそこを一体管理して頂く上でご理解頂きながら指定管理者の方をお願いしているところがございます。ただ、交流センターだとか野球場だとかというようなところで汗を流した人があそこを利用するというようなことの、相乗効果と言えるかどうか分かりませんが、そういったところで利用して頂くというようなことはあるかと思いますが、ほかの温泉施設のようにより多くの観光客を呼べるというような性

質の温泉施設ではないというふうに私どもも今は捉えております。

○委員長（茂木隆） いいですか。

○8番（小山緑郎） 分かりました。分かりましたというか、そのくらいしかできないのです。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 同じようなことをまた言って申し訳ないけれども、今の議論もそうなのだけれど、公共施設だから必ず黒字ならなければだめだとかというようなことだとすれば公共施設でやらないで民間にやればいい話なのだけれども、同じ公共施設でも直接運営するよりも民間のノウハウを使ってやった方が行政効果が上がるということだから指定管理という制度を多分使うことだと思うし、それが本来のあり方だと思うのだな。そういうことを考えたときに、さっき私言ったようにどういう経営・運営をしていくのかということは非常に大事なところだと思う。それをやっぱり我々判断するとき材料として出してもらわなければこういう議論になるわけだ。それであれですか、これ議決しなければ協定書当然交わされないこと、本物はな。でも、こういう協定を交わすよということを前提にして指定管理者を選んだことなのだな。選んだことなはずなのだな、指定管理の選考委員会で。そうでしょう、協定内容も何もなくて、どこまで誰がどっちでやるという話何もしないでやっているわけではないのだな。それを示すというのはかなり難しいものなのだろうな。何の団体で、例えば協定書とさっきから言っているけれども、協定書とどういう運営をしていくのだと、どういった人方を何人ぐらい入り込ませるのだというようなことを、自分の方でやるというのだから指定管理者でしょう。市からこれやってください、あれやってくださいと言っているのは指定管理でないでしょう。管理委託でしょう。自分の方でやっていきますよだから指定管理でしょう。だからその計画はあるはずなのだな。そこのところ、やっぱり何か整理した方がいいような気がするのだな。何でも公共施設なら指定管理で本当に良いのかという話もこのあとあるような気がするのよ。指定管理はある程度はやれば良いような気がするけれども、社会体育施設とか社会教育施設って、自治法上やる方法がないからというような言い方で指定管理していくというのは非常に何か、野球場だって野球場を利用させるためにどんな指定管理の人達が努力するのかというようなことが本当はこの質問であるのだと思うのですよ。だからそういったことも含めて考えれば、やっぱりこの指定管理の議案になるときに、ちょっと我々にとっては判断する材料がなさすぎるのではないか。議決する

のが当たり前の議案なのかもしれないけれども。ただ、ちょっとやっぱりそれはあった方がいいのでないの。決算のときといえば、当然決算のときもまた同じことをやることなのだけれどもよ。だから今回のやつでも、そういうものをあんまり厚くして、どこかの会社の経営のあれをそのままよこすのでなくて、少しあなた達の間で我々に教えてくれれば、協定書の概要と運営のあれをちょっと出してくれればいいのでは。別にそれを見てどうのこうのじゃなくて、出すときに一緒に。毎回多分あるのだな、指定管理って。それこそ集落にやる指定管理ってあるかもしれないし。というようなことを要望したいと思います。

○委員長（茂木隆） はい。今金谷委員から要望されたことはもっともだと思いますので、今後なるべくそれに近づけるように努力をして頂きたいというふうにお願ひ申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本2件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託になりました事件の審査は終了いたしました。これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前11時39分 閉 会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 24 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 茂 木 隆